
解 説

韓国の温泉法について

日本地科研究所
佐 藤 幸 二

On the Korean Hot Spring Law

Koji SATO

Nihon Chika Kenkyusho

韓国の温泉法は 1981 年に制定され、1995 年と 2000 年とに改定が行われた。法律にもハングルにも弱い筆者の翻訳が正確かどうか不安であるが、この 2000 年改定の温泉法、温泉法施行令、温泉法施行規則を翻訳し検討した。

韓国の温泉法は、目的、定義、温泉地の指定等、温泉孔保護区域の指定等、適用の排除、保養温泉の指定、温泉開発計画、掘削許可、掘削許可の制限等、原状回復義務等、動力装置設置の許可、温泉目的外の土地掘削制限、温泉の利用許可、利用許可の取消あるいは制限、水質検査及び成分検査、温泉の共同給水、温泉発見者の申告、温泉発見者に対する特典、温泉資源の保全・管理について、第 1 条から第 19 条が定められ、第 20 条は削除、第 21 条から第 29 条までが立入検査等、聴聞、手数料、罰則、両罰規定、過料となっており、最後に付則が付いている。

日本の温泉法とほぼ同じような構成となっているが、異なっている点もある。例えば、第 1 条の温泉法の目的には、温泉の効率的な開発・利用を明記している。また第 2 条の温泉の定義は 25°C 以上の温水で、その成分が人体に害でないものとしていて、鉱水やガスは含まれず、成分含量を定めた別表もない。また温泉源も定義されていない。第 3 条以下について筆者の感じたことを記す。

市・道知事は市長・郡守の申請によって、温泉地区を指定（変更・解除）することが出来、市長・郡守は市・道知事の承認を得て、もっと小規模な温泉孔保護区域を指定（変更・解除）することが出来る。この地区および地域の指定（変更・解除）には、温泉法施行令の定める基準に該当する温泉関連専門機関の検査が必要である。金（2000）によれば、1999 年現在 109 の温泉地区、6 の温泉孔保護区域があつて、温泉関連専門機関としては韓国資源研究所、農漁村振興公社、韓国水資源公社がある。

温泉地区と指定されると、温泉法施行令の定めによって 2 年以内に温泉開発計画を樹てなければならず、その樹立や施行について市・道知事あるいは市長・郡守の諮問に応じられるように、温泉開発諮問委員会が置かれる。

温泉の掘削には市長・郡守の許可が必要である。改定前は温泉地区及び温泉孔保護区域内でのみ

必要であったが、改定によって全国で必要となった。不許可や取消しにはいくつかの条件があるが、既存温泉孔から 300 m 以内の掘削とか温泉関連専門機関の意見の聴取などが含まれる。

韓国の温泉の採取には、ほとんどの場合に動力揚湯が必要であるが、動力装置に関する市長・郡守の許可については、許可をうけた者は同時に水文観測設備を設置しなければならない。この水文観測施設というのは、温泉法施行規則によって水位測定装置、流量計、温度計とされている。この条項はまことに優れたもので、泉質や泉温にもよるが出来れば日本の温泉法にも取り入れて、さらには連続自動記録としたいところである。

温泉を浴用、飲用、産業用、暖房用に利用する許可は市長・郡守が行うが、その許可量は温泉法施行令によって、温泉関連専門機関が検査する適正揚水量の範囲内である。また温泉法施行令では浴用、飲用を優先し、利用許可申請には水質検査書を付けなければならない。その水質基準と検査方法は温泉法施行規則の別表 3 に決められている。実際の検査は市・道の保健環境研究院（日本の県や市の衛生研究所あるいは保健所）が行うことが多いようである。浴用や飲用の許可を受けた者が地下水を混ぜて使用する場合には、利用許可が取り消されたり利用の制限が命ぜられたりする。この地下水の件は、韓国の温泉のほとんどが泉温 60°C 以下であるので、あまり問題にはならないようであるが、最高泉温が 77°C と高温のプゴック温泉では、放冷装置の腐食や故障に苦労していた。高温の温泉が多い日本の温泉への適用は無理であろう。

浴用や飲用に温泉を利用する許可を受けた者は、定期的に市長・郡守が行う水質検査および成分検査（両者の差異は不明）を受けなければならない。温泉法施行規則では検査は年 1 回以上、温泉関連専門機関や市・道の保健環境研究院で行うとあり、その検査機関・検査周期・検査項目が別表 4 で定められている。この条項も、日本の温泉法に欲しいものである。年 1 回以上という検査周期はともかくとして、定期的な検査を行うようにしたい。

市長・郡守の認定によって行われる温泉の共同給水というのは、日本でいう集中管理である。Yum (1997) によればすでにスアンボ温泉で実施されており、5 孔の源泉からの揚湯が源泉の温泉水位によって制御され、集湯された温泉水が多くの利用施設に送られている。温泉のいわゆる枯渇に集中管理が有効な手段であることは、ほぼ明らかになっていると考えられるので、日本においても、泉質の画一化は避けながらも集中管理をもっと推進するように、法的な面や財政的な面などの支援も含めて検討すべきである。

温泉地区あるいは温泉孔保護区域以外の地域で温泉を発見（湧出を意味するようである）した場合は、その地域の市長・郡守に申告することになる。申告を受けた場合は、検査して受理の可否を決めるわけであるが、温泉法施行規則によれば 72 時間の揚水のうちの最後の 24 時間の揚水量を基準として判断された適正揚水量が 1 日 300 トン以上であり、その時の水位降下が 100 m 以内でなければならない。この規定は松波ら (1997) のいう比湧出量階級 II 以上であって、現今日本の温泉にとってはきわめて厳しいものである。しかし日本においてもこのような何らかの規定が必要なのではないだろうか。なお、温泉発見者には土地の掘削、温泉利用などを優先して許可するといった特典が与えられる。

市長・郡守が実施する温泉資源調査は、温泉法施行規則によって温泉源の賦存量、適正揚水量、水位変動状況及び水質・成分の変化等温泉の特性を対象として、5 年ごとに実施される。市長・郡守が作成し備えておくべき温泉管理台帳の書式も温泉法施行規則によって定められている。定期的に温泉資源調査を実施することを定めていることも、優れているといえよう。また温泉管理台帳は日本の温泉台帳に相当するものであるが、日本の温泉台帳が温泉法施行規則ではなく通知であって、今後なくなるかもしれないに比べて、これまた優れているというべきではないだろうか。

第 20 条は削除されているが、改定前は（温泉従事者教育）であった。この条項が何故削除された

かは明らかではないが、たいへん優れたものと評価していた筆者にとってはその削除は残念なことである。

この後の第21条からは、立入検査、聴聞、手数料、罰則、両罰規定、過料、付則と続くが、これらは日本の温泉法にあるものと大差はない。

さらに2001年7月に改定が行われたことであるが、詳細は明らかでない。日本の温泉法の第10条の隣接都府県間の調整に関する条項は、韓国の温泉法にはない。韓国でも必要な条項ではなかろうか。

今回の検討に際して参考にした文献を以下に挙げておく。韓国温泉法の訳文がないので、隔靴搔痒の憾を抱かれるであろうが、それは佐藤（2001）を参照されたい。

参考文献

- 韓国動力資源研究所（1989）：プゴック温泉賦存資源調査分析報告書（ハングル）。
- 金 賢志（2000）：温泉法の制度的側面からみた韓国温泉開発の特性、千葉大学教育学部地理学研究報告、No. 11。
- Lim, J.U. (1997) : Characteristics of Hot Springs in Korea, Proc. of the 33rd Conference of SITH.
- 松波武雄ら（1997）：温泉利用から見た温泉井評価、地下資源調査所報告、No. 68。
- 日本温泉協会他（1998）：温泉必携（改訂 第8版）、日本温泉協会。
- 佐藤幸二（1988）：韓国の温泉、温泉工学会誌、Vol. 22, No. 2/3。
- 佐藤幸二（2001）：韓国の温泉法、（温泉工学会誌に投稿中）
- Yum, B.W. (1997) : Recent Hydrogeologic Changes in Suanbo Geothermal Area, Korea, Proc. of the 33rd Conference of SITH.